

論文要旨

論文要旨

働き方改革と同一労働同一賃金の実現がもたらす効果

田井 浩介

第1節 働き方改革によって明らかになる日本の労働の課題

働き方改革は日本経済再生に向けて、最大のチャレンジが働き方改革であり、働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土も含めて変えようとするものである。そして、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにするという考え方がある。日本の労働制度における働き方の課題として、長時間労働、単線型の日本のキャリアパス、正規、非正規の不合理な処遇の差の3つが挙げられた。

長時間労働を改善するために法律によって週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間に制限すること、1日残業2時間程度などの罰則付き時間外労働の上限規制などが行われた。

単線型の日本のキャリアパスから脱却するために個人の学び直し支援の充実、多様な女性活躍の推進、就職氷河期世代や若者の活躍、病気と労働の両立、子育て・介護等と労働の両立、障がい者の就労支援、高齢者就業促進、外国人材の受け入れ拡大などの政策が行われた。

これらの課題を解決することによって労働生産性を向上させることができる。OECD加盟国内での日本の就業者一人当たりの労働生産性は81,510ドルでOECD加盟38カ国中29位となっている。労働生産性が向上することによって経済が豊かになっていくと考えられる。企業競争力が高まり、企業や労働者の技術力が向上するようになる。さらに、技術の進歩によって新たな雇用も創出されていくと思われる。働き方改革はこういった好循環を生み出す最良の手段とされている。

第2節 諸外国における労働形態の特徴

第2節ではアメリカ、イギリス、フランス、スウェーデンの労働形態の特徴について述べている。

アメリカでは労働組合と使用者の間で行われる団体交渉によって経済と社会の安定といった利害調整が行われる。アメリカの労働組合は産業・職種ごとに形成されている。本部、いくつかの州を統括する地方本部、各地方支部から形成されており、産業ごとの組織の場合は、企業単位の組織が存在している。

イギリスでは労働者の法的地位に関して「被用者」、「労働者」、「自営業者」の三分法が採られている。被用者に分類される場合にはあらゆる雇用上の権利が保証されるが労働者に関してはそれらの一部が保証されるというのがイギリスの労働法の特徴になっている。

フランスでは労働者の概念は日本と同様に、一般的な「労働者」概念およびその判断基準について、法律による詳細な規定は存在しないとされている。判例による判断がなされており、労働法の適用を受けるのは賃金労働者および使用者に適用されるとされている。

スウェーデンでは労使自治が重視されている。労使双方に平和義務と交渉に応じる義務が課されており、規制はあるものの労使自治は尊重されたままになっている。

第3節 非正規雇用労働者の実情と待遇

非正規雇用労働者とは実際に就労する企業と特定の雇用契約期間を定めて働く者や、派遣契約のもとで働く者のことを指し、前者はパートやアルバイト、契約社員などと呼ばれる。2022年

における非正規雇用労働者の割合は 36.9%になっている。

非正規雇用労働者が増加した要因には企業による人件費抑制、労働者派遣法の規制緩和、働き方の多様化がある。その中でも企業による人件費抑制の面が大きく有期契約に基づく働き方である非正規雇用労働者を雇うことによって企業は雇用の調整を図ることができる。他社との競争がより激しくなるなかで、増大していた人件費を削減することが市場での生き残りをかけた策として有効なものになっていった。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者間には不合理な待遇差が存在している。賃金や各賞与、手当、福利厚生、昇格や昇進、そのための教育機会などの差のことである。賃金面の格差は年代によって異なっているものの非正規雇用労働者は正規雇用労働者よりも低い賃金になっている。しかし、格差は徐々に縮小されており、正規雇用労働者に対する所定内給与比率は 2021 年には 67%に達している。大きな改善を必要とされているのは賞与や手当、人材育成の機会の格差である。どれも正規雇用労働者の水準と比べれば低いものになっており、賃金面での格差と同じく改善の必要がある。

第 4 節 同一労働同一賃金が果たす役割

同一労働同一賃金制度は第 2 次安倍晋三内閣が掲げ、働き方改革の中心的な施策の 1 つとなっている。同一労働同一賃金とは正規雇用、非正規雇用の不合理な待遇差を解消し、両者の格差を是正することが目的である。ガイドラインにはどのような待遇が不合理になるのかが示されており、企業はそれに従って改善を図る。同一労働同一賃金には社会的側面と経済的側面がある。社会的側面は正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間に存在している待遇格差は、仕事や能力等の実態に対して処遇が低すぎるという社会的不公正の問題を顕在化させているとともに、若い世代の結婚・出産への影響により少子化の一要因となり、ひとり親家庭の貧困の要因となっていることである。経済的側面は正規雇用・非正規雇用労働者間の待遇格差は、非正規雇用労働者がコストの安い労働力と認識されることにより、能力開発の機会の乏しい非正規雇用労働者の増加につながり、労働力人口の減少のなか労働生産性の向上を阻害する要因になっていることである。

同一労働同一賃金の実現のためには基本給の決定方法を変える必要がある。ガイドライン内で意味する非正規労働者の待遇改善のための同一労働同一賃金とは正規雇用労働者の年功賃金を維持したまま、非正規労働者の賃金を合わせる方式になっている。給与の多くを占めている基本給が改善できれば目的である同一労働同一賃金に向けて大きな一歩を踏み出すことができると考えられる。日本社会は少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少することが予測されている。つまり、常に労働力が不足する時代が到来するということである。そんな中、雇用保障がない定年退職後の再雇用者が増えるなかで、非正規雇用社員比率はさらに高まっていくことが見込まれる。自分に合ったライフステージを構築していくことも可能な社会になることで労働の生産性が向上し、景気の好転につながり日本経済がより豊かになっていく。この好循環を生み出すことができれば必然的に正規雇用労働者と非正規雇用労働者の格差は是正されていくのではないだろうか。

近現代の住宅政策にみるその本質とこれからの住環境整備

田村 瑠実子

はじめに

住宅は、私たちが生活する上でなくてはならないものである。住宅で過ごす生活が当たり前に感じているが、そもそも住宅とは何か、住宅が成立した過程や住宅政策の詳細をほとんど知らない。社会事情は日々移り変わっており、それに伴って住宅政策や住宅に求められるものも変わってきている。住宅政策はイギリスから始まった。その歴史を詳しくみていくとともに、さまざまな角度から住宅政策を概観していく。さらに、近代と現代の住宅政策の違いについても述べる。

第1節 イギリスから始まる住宅政策の歴史

日本では、人間の生活は「衣食住」によって成り立っているといわれる。住居はそれを直接消費する生活手段ではない。住居という物理的な「生活空間」の存在が、暑さや寒さを凌ぎ、身の安全を守り、日々の生活行為の場を形成する。さらに、住居によってつくられる目に見えない近隣関係が生活を支える。したがって、住居は生活に欠かせない基盤である。初期資本主義において、工場を始めようとする資本家は、工場の建物と労働者のための住宅を建設しなければならなかった。住宅が工場の一部である以上、それが公共政策の対象となることは問題外だった。ところが、産業革命を通じて急激な都市化が進展する。産業革命後のイギリスでは、都市に集中してきた労働者の受け皿として民間賃貸住宅の市場が成立した。そこで、成立した民間賃貸住宅市場が引き起こした問題に対する国家介入という形で、住宅政策が始まった。最初に公的に認知された住宅問題は、過密による不衛生だった。公衆衛生上の観点からすると、不良住宅の撤去は社会政策としての住宅政策の重要な第一歩であった。2つ目の住宅問題は、民間賃貸住宅における家賃の高騰と居住の不安定性だった。家主が決める家賃と借りた人が払いたい家賃には乖離があり、戦争中に限ったことではなく、平時でも起こり得る。

第2節 各国の家賃補助制度

日本には住居確保給付金という、住宅を喪失または喪失する恐れのある離職者に対して賃貸住宅の家賃を給付する制度がある。リーマンショック後の失業者対策として2009年10月から住宅手当緊急特別措置事業が始まり、2013年4月からは住宅支援給付事業として制度化された。ドイツは、家賃と住宅価格の上昇が起こり、家賃補助として住居費給付と住宅手当が存在する。そして、家賃の上昇傾向に歯止めをかける連邦レベルでの取り組みが行われている。フランスでは、人口の約1割の人々が国からの住宅手当を受給している。個別住宅支援金（APL）、家族住宅手当（ALF）、社会住宅手当（ALS）の3つの住宅手当制度が存在している。しかし、2008年の金融危機以降、生活難に陥る人々の増加に伴って、住宅手当への需要が高まり、住宅手当関連の支出額が増加した。したがって、危機的状況を脱した後は膨張した住宅手当関連支出を削減する動きが進められている。アメリカの家賃補助制度の起源は、1960年代のジョンソン政権期の家賃補給プログラムに遡る。その後、ニクソン政権期の1974年に、居住者負担と公正市場家賃の差額を大家に補助するセクション8既存住宅プログラムが整備された。そして、セクション8が家賃補助中心に改革され、1983年、居住者自身を補助する家賃の支払いに使えるバウチャー（クーポン）を支給するプログラムが追加された。

第3節 現代における住宅政策

居住空間の生産のためには、住宅を建築することが可能な空間が存在していなければならない。さらに、都市型社会において住宅は、住宅だけ孤立して存在していても住宅としての機能を果たすことはできないため、住宅が建築されるに先立って必要な住環境が整備されていなければならない。そして、質の高い居住区間を生産するためには、住宅基準の確立と、それに基づく住宅建築の規制が必要である。住宅基準は単に建築構造上の基準だけではなく、居住者の生活の質に関する基準が含まれてしかるべきである。賃貸住宅のための政策は、公共賃貸住宅の建設と民間賃貸住宅の建設に対する援助が基本となる。そして、家賃を所得の一定水準以下に抑えるためには公的な住宅手当の導入が必至であろう。特別な配慮の必要を有する市民に対する住宅政策としては、身体的ないし精神的な独立が損なわれた市民が住む住宅への特別な配慮とホームレスに対する住宅の保障がある。子育て世帯への住宅政策には、子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助金を交付する「こどもみらい住宅支援事業」がある。高齢者に対する住宅政策には、新築住宅のバリアフリー化、住宅改造の推進、民間賃貸住宅居住者への支援、公的住宅の供給がある。

第4節 住宅政策の本質とは

最低居住水準の保障、家賃統制と借家権の保護、公共賃貸住宅の建設、民間賃貸住宅への助成、持家取得のための租税支出、住宅手当の給付は、福祉国家と呼ばれる先進資本主義諸国で一般的となっている社会政策としての住宅政策として導入されている。これら6つは、歴史的試練を経た最も現実性のある領域である。純粋な公共財とは呼べない住宅に対して、国家介入が必要となる根拠には、住宅が通常の私的財とは異なり、消費者主権が働きにくい性質を持っているということ、住宅の供給を完全に市場に委ねるには外部性が大きすぎるということがある。そして、近代の住宅政策と現代の住宅政策を比較することは難しいと考えられる。近代の住宅政策を踏まえて現代の住宅政策が成立したのであり、近代の住宅政策と現代の住宅政策が全く別のものというわけではない。古典的資本主義段階の住宅政策と現代的な住宅・都市政策を比べて優劣を判定するのではなく、それぞれの社会事情を鑑みて、その時点での政策が妥当なものであったかを判断することが重要だと考えられる。さらに、住宅政策に求められていることは、福祉行政と住宅行政が互いの強みを発揮しつつ弱みを補完し合い、かつ一体的に機能することである。住宅ストック数は総世帯より多く、量的には充足していることから、住環境を含めたストックの再生に住宅政策の重点を移行し、良質な住宅の形成と宅地の質の向上を図ることが重要である。

おわりに

すべての人が快適な住環境に身を置けるようにするためには、さまざまな観点から住宅を考えなくてはならない。子育てしやすいか、高齢者でも過ごしやすいか、家賃は適切かなどのほかに、空き家を減らすことにも注力する必要がある。そして、現代において、社会政策としての住宅政策が確立した。現代的な住宅・都市政策は、古典的資本主義段階の住宅政策を踏まえて成り立っている。住宅政策は、住宅そのものだけではなく、そこに住む人々のことも考え、安心して快適な生活を送ることができるように住環境の整備を進めることが求められている。

論文要旨

地方再生に向けたスポーツによる地域活性化の可能性

中村 壮汰

はじめに

第1節 地域活性化手段策としてのスポーツ

第2節 プロスポーツを核とした地域活性化

第3節 スポーツツーリズムの社会・経済的効果と地域活性化

第4節 スポーツによる地域活性化に向けた課題と持続性

おわりに

はじめに

日本では少子高齢化に伴う人口減少と東京一極集中により、特に地方部において様々な問題が懸念されている。そのため、地方自治体はあらゆる資源を活用して人を留め、呼び込むための策を練る必要がある。

その中で地域活性化の手段としてスポーツが活用されている。スポーツは社会や経済に多大な影響を及ぼす力を持っている。スポーツによって地域を盛り上げ、経済を活性化することで地方の衰退にも歯止めをかけられるのではないか。

第1節 地域活性化手段策としてのスポーツ

日本の人口は2008年をピークに減少へと転じており、特に地方部において人口減少は顕著となっている。それに伴い地方では、生活関連サービスの縮小や地域コミュニティの機能低下といった影響が懸念されている。

地方経済を再生していくためには地域資源の有効活用や産業の創出が必要であり、その手段の一つが交流人口増加を目指した観光産業である。その中で注目すべきは日本に存在するスポーツ観光資源の豊富さである。スポーツで地域を活性化するためにはこのような豊富なスポーツ観光資源を活かして交流人口の拡大を目指す方法と地域住民が地元のスポーツチームを応援することで地域愛着を深めることなどによって地域を盛り上げる方法がある。そしてこれら具体的な事例として第2節ではJクラブによる地域密着型活動について、第3節ではスポーツツーリズムについて詳述する。

第2節 プロスポーツを核とした地域活性化

Jリーグは1993年の発足以来、「Jリーグ百年構想 〜スポーツで、もっと、幸せな国へ。〜」というスローガンを掲げ、地域密着を最重要の項目としている。その中心的な活動となっているのがJクラブによるホームタウン活動で、クラブが主体となりクラブと地域住民の交流などを目的として様々な地域貢献活動を行っている。長野県松本市を中心にホームタウン活動を行う松本山雅FCは「スマイル山雅農業プロジェクト」という活動を行っており、遊休農地での「あやみどり」の栽培を通じて地域が直面する課題の解決に取り組んでいる。

Jリーグのような地域密着型プロスポーツの本質は「シビックプライドの喚起」であるとされており、Jクラブによるホームタウン活動はクラブと地域住民の距離を縮め、一体感の醸成や更なるシビックプライドの喚起に寄与しているといえる。

第3節 スポーツツーリズムの社会・経済的効果と地域活性化

スポーツツーリズムは、スポーツを「観る」「する」「支える」という目的で行う旅行そのものや周辺地域観光を意味する言葉で、世界的に注目されているツーリズム産業の一つである。スポーツツーリズムが注目される理由としては、スポーツツーリズム事業を促進することによる社会文化的効果・経済的効果やスポーツツーリズム市場の急成長などが挙げられる。日本でもその豊富なスポーツ資源を活かして、武道ツーリズムなどの独自のスポーツツーリズム事業を展開している。

このスポーツツーリズムを戦略的に展開するうえで欠かせない存在がスポーツコミッションという存在である。スポーツコミッションは、地域内のマーケットを対象として地域スポーツの振興やスポーツによる住民の健康づくりを目標とするだけでなく、地域外のマーケットを対象としてスポーツイベントや合宿誘致などによってビジター呼び込み、地域を活性化する役割を担っている。日本で初めて誕生したスポーツコミッションである「さいたまスポーツコミッション」は、最も特徴的な事業である「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」などの開催を通じて大きな経済波及効果をもたらしている。

第4節 スポーツによる地域活性化に向けた課題と持続性

新型コロナウイルスの感染拡大によってスポーツ産業は大きな打撃を受けることとなった。その中でも最も大きい影響となったのが2020東京大会の延期決定である。これにより、大会延期に伴う大会費用の増額や無観客での開催による経済損失を被ることとなった。

このような出来事を教訓として、スポーツによる地域活性化を持続させていくためには新たな産業の創出が必要であると考えられる。その方法の一つとして挙げられるのがスポーツにおけるデジタル技術の活用であり、その事例の一つが「eスポーツ」である。eスポーツは、「マインドスポーツ」の一種に分類され、競技性の高いテレビゲームなどを用いて電子上で行われる対戦のことを指す。このeスポーツの広がりとともにeスポーツを活用した地方創生の動きもみられるようになっており、富山県では地元の企業などと連携したイベントなどを行っている。

おわりに

スポーツは社会や経済に多大な影響を及ぼす力を持っており、豊富なスポーツ資源を持っている日本はその力を最大限に活用することで地域や国全体の経済を活性化することが可能であると考えられる。そのためにはスポーツを「観る」「する」「支える」という観点からスポーツに関わる人を増やすと同時にスポーツ産業全体の成長が不可欠である。

人口減少や地方の衰退という課題の解決に向け、地方自治体や国が一体となってその方法を模索していくことが求められる。